

婚姻費用分担調停の申立てについて

1 はじめに

別居中の夫婦の間で、夫婦や未成熟子の生活費などの婚姻生活を維持するために必要な一切の費用（婚姻費用）の分担について、当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所にこれを定める調停又は審判の申立てをすることができます。調停手続を利用する場合には、婚姻費用の分担調停事件として申立てをします。

調停手続では、夫婦の資産、収入、支出など一切の事情について、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、必要な審理を行った上、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てに当たって必要なもの

- (1) 家事調停・審判申立書（婚姻費用分担請求）（裁判所提出分と相手方送付分（コピー））
- (2) 事情説明書
- (3) 連絡メモ ※(1)～(3)は必要事項を記入したもの
- (4) 資料非開示の申出書（上記(3)の中で、相手方に開示されたくない部分がある場合）
- (5) 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）（原則として、発行日から3か月以内のもの）
- (6) 申立人の収入関係の資料（源泉徴収票、給与明細、確定申告書等の写し）
- (7) 収入印紙 1200円分
- (8) 郵便切手 合計1130円分（内訳：140円×1枚、84円×5枚、50円×5枚、20円×10枚、10円×10枚、1円×20枚）

※ 審理のために必要な場合は、追加書類等の提出をお願いすることがあります。

3 申立書の記入の仕方について

この説明書及び記入例を参考にしてください。

4 申立人と相手方について

夫婦のうち調停の申立てをする方が申立人となり、他の一方が相手方となります。

5 申立書等の提出先について

提出先は、原則として相手方の住所地を管轄する家庭裁判所です（分からないときは、最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。）。申立人と相手方との間に、これと異なる家庭裁判所で調停をすることの合意があれば、その合意した家庭裁判所でも調停ができますが、この場合には、申立人と相手方が作成した「管轄合意書」という書面を提出してください。

6 申立て後の手続について

調停の申立てがあると、調停委員会が、夫婦双方から事情や意見を十分に聴き、双方が納得のいく適切な解決ができるように話し合いを進めます。また、必要に応じて、調停が円滑に進められるように、家庭裁判所調査官が事情を聴くこともあります。

家庭裁判所から調停期日等の呼出しがあったときには、その日時を間違えないように必ず出頭してください。

7 問い合わせ先

〒540-0008 大阪市中央区大手前4丁目1番13号

大阪家庭裁判所 家事受付係 電話06-6943-5745